



鳥取県公報

平成13年 5月 7日(月)
第 7 2 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	国土調査法による事業計画の決定 (307) (耕地課)	1
選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体 (26)	2
調達公告	随意契約の相手方の決定 (職員課)	3
	随意契約の相手方の決定 (会計課)	3

告 示

鳥取県告示第307号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成13年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成13年 5月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積(平方メートル)
鳥 取 市	鳥取市桂木、広岡、祢宜谷、生山、杉崎及び津ノ井の各一部	平成14年 3月29日まで	0.31
倉 吉 市	倉吉市上大立、河来見及び大立の各一部	〃	1.03
国 府 町	岩美郡国府町大字木原、大字下木原、大字神垣及び大字美歎の各一部	〃	0.41
岩 美 町	岩美郡岩美町大字本庄の各一部	〃	0.11
福 部 村	岩美郡福部村大字箭溪、大字八重原、大字中、大字久志羅、大字栗谷、大字南田及び大字海土の各一部	〃	1.45
郡 家 町	八頭郡郡家町大字国中、大字米岡、大字山田及び大字花原の各一部	〃	0.56
船 岡 町	八頭郡船岡町大字福井、大字隼福、大字郡家、大字見槻中及び大字大江の各一部	〃	0.25
河 原 町	八頭郡河原町大字山手の一部	〃	0.17
八 東 町	八頭郡八東町大字三浦、大字鍛冶屋、大字三山口及び大字用呂の各一部	〃	1.51
智 頭 町	八頭郡智頭町大字河津原及び大字西字塚の各一部	〃	3.77

東 郷 町	東伯郡東郷町大字国信、大字別所、大字引地、大字小鹿谷及び大字田畑の各一部		0.45
三 朝 町	東伯郡三朝町大字福山、大字湯谷、大字牧、大字大柿、大字恩地、大字助谷及び大字赤松の各一部	〃	2.10
関 金 町	東伯郡関金町大字大鳥居、大字松河原及び大字泰久寺の各一部	〃	0.72
北 条 町	東伯郡北条町曲、北尾、米里及び島の各一部	〃	0.41
東 伯 町	東伯郡東伯町大字矢下、大字杉地、大字宮場、大字八反田、大字田越、大字上法万、大字倉坂、大字公文、大字山田、大字大杉、大字美好、大字福永、大字野田及び大字八橋の各一部	〃	1.45
赤 碓 町	東伯郡赤碓町大字出上、大字光、大字八幡及び大字赤碓の各一部	〃	1.09
西 伯 町	西伯郡西伯町大字境、大字北方及び大字猪小路の各一部	〃	0.54
会 見 町	西伯郡会見町朝金及び萩名の各一部	〃	0.55
岸 本 町	西伯郡岸本町真野、番原及び久古の各一部	〃	0.54
淀 江 町	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福頼、大字平岡及び大字西尾原の各一部	〃	0.22
大 山 町	西伯郡大山町唐王、清原、荘田、野田、妻木、富岡及び長田の各一部	〃	0.37
中 山 町	西伯郡中山町栄田、田中、下市及び殿河内の各一部	〃	0.38
日 南 町	日野郡日南町矢戸の一部	〃	0.99
江 府 町	日野郡江府町大字尾之上原、大字日ノ詰及び池ノ内の各一部	〃	0.45
溝 口 町	日野郡溝口町荘及び父原の各一部	〃	0.43

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成13年4月3日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年5月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取県塩政支部	桑田義臣	山下諭	米子市夜見町2962
米井悟後援会	今倉常光	大呂辰夫	八頭郡智頭町大字三田237 - 2
政友会	近藤光	細田妙子	米子市夜見町2396

光友会	三ツ木和雄	高本良二	〃
清水章夫後援会	清水孝行	田中良夫	倉吉市福庭町一丁目445
本池篤美後援会	本池篤美	渡部博	米子市大篠津1496
村尾馨後援会	井上豊明	正木直志	岩美郡国府町大字宮下204
森本和夫後援会	中西喜樹	山根靖	西伯郡淀江町大字富繁207
佐藤昭義後援会	進幹弘	佐藤利子	西伯郡淀江町大字佐蛇481
中村弘行後援会	坂口勝利	中村芳子	岩美郡国府町新通り二丁目354
平田秀一後援会	石田一成	平田龍一	東伯郡大栄町大字島756
青年自由党鳥取県本部	尾沢三夫	松浪昭二	米子市米原四丁目6 - 62

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年5月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子計算組織による給与事務処理等 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 48,423,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部職員課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年5月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 電子計算組織による財務会計事務処理 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

- 5 契 約 金 額 283,487,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県出納局会計課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220